26　港湾海岸高潮対策事業の促進について

（国土交通省関係）

要望内容 　海岸保全施設整備の促進

（要　旨）

本市の臨海部では，人口・産業・資産が集中していることから，高潮に対する安全性の確保が不可欠となっております。

こうした中，平成 11 年 9 月には台風 18 号により，平成 16 年 9 月には台風 16 号，18 号によって，臨海部では高潮による甚大な被害が発生し，高潮対策が急務となりました。

こうした状況を受けて，広島港の高潮対策事業を直轄事業として，平成 17 年度から着手していただいています。

近年，気候変動による潮位の上昇や台風の強大化によって，高潮災害のリスクが増大し，本市におきましても，臨海部の防災に対する市民の意識が高まっております。

つきましては，早期に市民生活の安全確保を図る必要があるため，港湾海岸高潮対策事業の一層の促進について，格別の御配慮をお願いいたします。

（参　考）

1　事業主体

国（国土交通省）及び広島県

2　事業内容

海岸保全施設の整備

3　整備状況（平成 27 年度末現在）

整備計画延長　65 ㎞　　（うち広島市域　45 ㎞）

整備済延長　　40 ㎞　　（うち広島市域　32 ㎞）
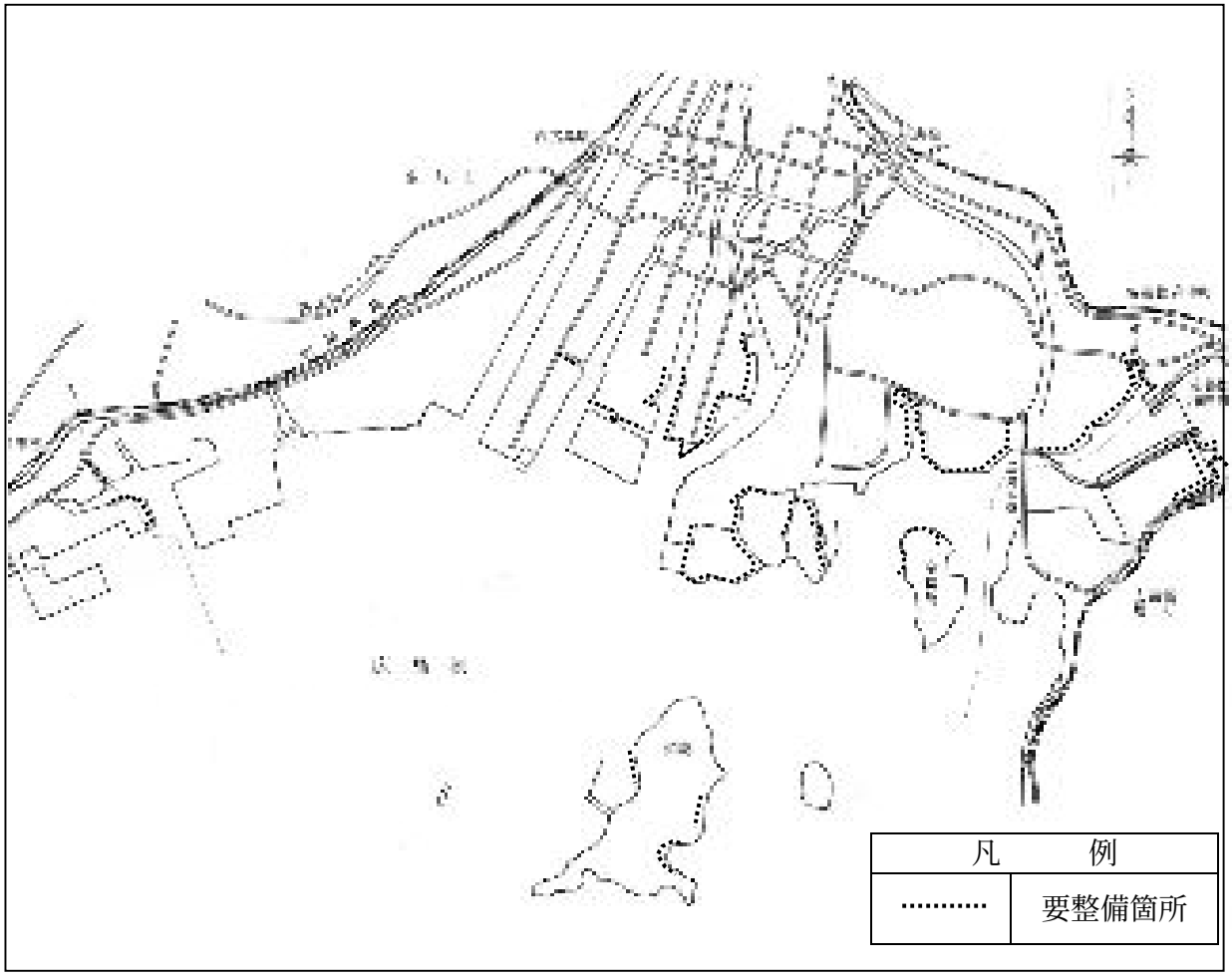
4　位置図